

基金協会の保証対象となる主な農業制度資金(注1)

資金の種類		特徴
農業近代化資金		農業用施設や農機具の取得、家畜購入・育成、果樹の植栽、小規模な土地改良などを行うときに利用できる資金です。
日本政策金融公庫資金 (注4)	青年等就農資金	農業経営を開始する際に必要な資金を融資する無利子の資金です。 借入に際して市町認定の認定就農者(注2)となる必要があります。
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	大規模な農業用施設や農地の取得などで借入金額が大きくなる場合に、償還期間を長くして利用できる長期資金です。認定農業者(注3)の方が対象となります。
	経営体育成強化資金	上記資金(スーパーL資金)と資金使途は同じですが、認定農業者以外の担い手の方が対象となります。
	農業改良資金	新しい技術や新規作物の導入を図ったり、農畜産物の加工・販売事業の開始をする場合等に利用できる無利子の資金です。 貸付主体は、日本政策金融公庫ですが、貸付にあたっては、県の農業改良措置の認定を受ける必要があります。
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金) * 極度貸付		認定農業者の方を対象として、種苗、肥料、飼料、家畜の購入などに利用できる短期運転資金です。農業経営等を考慮して貸付金の限度額を決定し、その範囲内で当座貸越または手形貸付により融資を行います。
農林水産業災害対策資金		静岡県農協災害対策資金融資通要綱並びに融資要項に基づく被害農業者に対する農業の経営に必要な資金です。

(注1) 基金協会が保証する農業制度資金には、その他にも中山間地域活性化資金・特定農産加工業経営改善資金・農業経営負担軽減支援資金・畜産特別支援資金等の資金がありますので、詳しくはお近くのJAへご確認下さい。

(注2) 認定就農者になるには…就農してから5年後を目標とする内容、目標達成のための方法について「就農計画」を作成して、市町の認定を受けることが必要です。

(注3) 認定農業者になるには…現在の経営内容と、5年後に目標とする内容、目標達成のための方法について十分に考え「農業経営改善計画」を作成して市町長の認定を受ける必要があります。

(注4) 日本政策金融公庫資金はJAの転貸資金が保証対象となります。

保証内容 (注1)

資金の種類		対象者	借入期間 年	うち据置 年	融資率 %	借入保証限度額 万円	無担保無保証額 万円 (注2)
農業近代化資金		認定 農業者	15年以内	7年以内	100	個人 1,800 (特認(注3) 20,000) 法人 20,000	個人 1,800 (特認(注3) 3,600) 法人 7,200
		その他 担い手	15年以内	3年以内	80	個人 1,800 (特認(注3) 20,000) 法人 20,000	個人 1,800 (特認(注3) 3,000) 法人 6,000
		農業参入 法人	15年以内	3年以内	80	法人 15,000	法人 6,000
日本政策金融公庫資金	青年等就農資金	認定 就農者	12年以内	5年以内	100	3,700 (特認(注4) 10,000)	3,700 (特認(注4) 10,000)
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定 農業者	25年以内	10年以内	100	個人 30,000 法人 100,000	個人 3,600 法人 7,200
	経営体育成強化資金	その他担い手 農業参入法人	25年以内	3年以内	80	個人 15,000 法人 50,000	個人 3,000 法人 6,000
	農業改良資金	エコファーマー、六次産業化法や農商工等連携促進法の認定を受けた方々等	12年以内	3年以内	100	個人 5,000 法人 15,000	個人 3,600 法人 7,200
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金) * 極度貸付 (注5)		認定 農業者	1年以内 継続可	—	100	個人 500 法人 2,000	個人 500 法人 2,000
農林水産業災害対策資金		農業者	5年以内	1年以内	100	個人 1,000 法人 2,000	個人 500 法人 500

(注1) 各資金により、面積、導入技術体系、地域、農業部門などの要件が定められていますので、この表は概ねの目安としてお使いいただき、詳しくはお近くのJAへご相談下さい。

(注2) 無担保無保証額とは、基金協会が保証した場合、原則として、担保なし・保証人なしで借入れができる金額になります。この金額以上の申込の場合は、担保または家族の連帯保証人が必要となります。なお、法人の場合は、金額にかかわらず代表者の方が連帯保証人となっていただきます。

(注3) 特認となるには、定められた要件を全て満たしている必要があります。詳しくは静岡県またはJAにご確認下さい。

(注4) 特認となるには、定められた要件を全て満たしている必要があります。詳しくは公庫静岡支店またはJAにご確認下さい。

(注5) 農業経営改善促進資金の借入保証限度額については、畜産・施設園芸の場合、4倍の額となります。その場合の無担保無保証額の取扱いにつきましては、基金協会またはJAにご確認下さい。

(注6) 金利についてはJAにお尋ね下さい。

(注7) 無担保無保証額を超えたことにより担保を提供する際、基金協会が直接担保設定した場合は、登録免許税が1.5/1000に軽減されます。